

令和8年度

さいたま市立美園小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送り、学校教育目標である「笑顔かがやく きれいな学校」を達成するためには、「いじめはどの児童にも、どの学級でも起こりうる」という基本認識の下、学校・地域・家庭が一丸となりいじめ防止に取り組まなければならない。本基本方針は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、平成25年10月に国の基本方針が策定され、平成29年3月に改訂された。上記の法令や基本方針等に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を行うための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて、いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 5 学校の教職員がいじめを発見・相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 6 教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校一丸となって組織的に対応する。
- 7 いじめを行った児童に対し、成長支援の視点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめを行った児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 8 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 9 学校の教育活動全体を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 10 いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察等関係機関と必ず連携する。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』

- ・「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないことが認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的 学校いじめ対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には臨時会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援・いじめる児童に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止方針の見直しを行う。

(2) 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・各学年主任・学校地域連携コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校運営協議会委員・警察官経験者 等
※いじめ対策委員会の構成員は必要に応じて召集する。

(3) 開催
ア) 定期（学校運営協議会開催時）
イ) 不定期（必要に応じて実施）
ウ) 生徒指導委員会
エ) 臨時委員会

(4) 内容
ア) 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
イ) 教職員の共通理解と意識啓発
ウ) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
エ) 個人面談や相談の受け入れ、及びその集約
オ) いじめや事案への対応
カ) 発見されたいじめ事案への対応
キ) 構成員の決定
ク) 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

(1) 目的 いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員 代表委員会児童
（代表委員会委員長・副委員長・書記・各委員会委員長・各学級代表委員）

(3) 開催 毎学期1回

- (4) 内 容 ア) いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 イ) 話し合いの結果を学校に提言する。
 ウ) 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- 「考え、議論する道徳」の授業を行う。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・代表委員会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長・生徒指導主任による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だより、学年だより、PTA広報誌等による地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」を通して

- 3年生以上の学級では各学期に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験等のかかわり合う場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることでいじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、児童との面談を通してあたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支えあい」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめを受けても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。(1～6年生対象)

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。(5年生児童及び保護者対象)

(2) エンサップの活用

- 業前等の時間を用いて、メディアリテラシーをゲーム形式で楽しく学ぶ。

6 周知

○入学時及び新年度開始時に、児童・保護者、関係機関等に説明する。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと
 - ・気付いた情報を共有すること
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること
- (1) 健康観察 : 児童一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による健康観察の徹底 等
 - (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている、ペアにならない 等
 - (3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称しながら、からかいの様子が見られる 等
 - (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
 - (5) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たせられる 等
 - (6) ICTの活用 : おはようメーター、あすなろメーター等の各種教育データの利活用による、心や体調の変化が顕著な児童への声かけ、面談の実施 等

2 アンケート及び面談の実施

- (1) 心と生活のアンケート : 4月、8月、1月（3, 4, 5, 6学年）
 - (2) なかよしアンケート : 4月（2年のみ）、8月・1月（1, 2学年）
 - (3) いじめアンケート : 6月（全学年）
 - (4) 長期休業前アンケート : 7月、12月、3月（全学年）
 - (5) おはよう・あすなろメーター : 通年（全学年）
- ・アンケートの結果 : 校内全体で共有する。生徒指導委員会で共有する。
 - ・アンケート結果の活用 : ①アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。
②面談した児童について、学校全体で情報共有する。
③面談結果は記録をとり、保存する。
④生徒指導委員会で情報共有する。

3 いじめに係る情報共有の実施

- (1) 生徒指導委員会を毎月実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 毎週金曜日に教育相談日を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ・教育相談日の時間確保（同時間帯に会議等を極力入れないようにする。）
 - ・教育相談だよりの発行
 - ・教育相談室の整備

5 地域からの情報収集

- (1) 保護者 : 学年・学級懇談会、教育相談、学校・学年だよりの発行、連絡帳 等
- (2) 民生委員 : 民生委員・児童委員連絡会 等
- (3) 防犯ボランティア : 防犯ボランティア連絡協議会 等
- (4) 学校安全ネットワーク : スクールサポートネットワーク連絡協議会、立哨指導 等
- (5) 学校運営協議会 : 学校運営協議会委員 等
- (6) 行政 : 区役所支援課（子ども家庭センターみどり） 等

6 SSDBのおはよう・あすなろメーターの回答

- (1) 毎日8時30分～8時35分におはようメーターの入力
12時50分～13時にあすなろメーターの入力

Ⅶ いじめの対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応を行う。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条1項の規定に違反し得ることから、速やかに当該情報を共有化することとする。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察等関係機関に相談し、警察等関係機関と必ず連携した対応をとることを躊躇わない。また、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、直ちに警察等関係機関と必ず連携する。

- 校長： 情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭： 情報収集及び情報発信の窓口とする。
関係職員を招集し、情報収集を行う。
情報を集約・整理し、共有化を図り、職員への指示を行う。
- 教務主任： 校長、教頭を補佐し、校長、教頭の指示の下、各担当へ指示・伝達を行う。
- 担任： 事実確認のための情報収集を行う。
いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめを行った児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
保護者への連絡、協力体制を確立する。
- 学年担当： 学年児童を掌握し、相談体制を確立する。
- 学年主任： 担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
教頭（窓口）に報告する。
- 生徒指導主任： 児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任： 当該児童の相談体制を確立する。
- 特別支援教育コーディネーター
： 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭： 児童の様子を把握し、傷害が認められるときには、その処置を行う。
当該児童の心のケアに努める。
- スクールカウンセラー
： 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導・助言や、児童へのカウンセリングを行う。
- スクールソーシャルワーカー
： 福祉的観点から、児童を取り巻く環境や状況を把握し、支援の指導・助言および児童・家庭への支援を行う。
- 保護者： 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域： いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めたときには、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実にを行う。

- (1) 「心と生活のアンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：不定期（必要に応じて開催）
- (3) 校内研修
 - 6月：児童理解に係る研修
 - 8月：いじめ・教育心理等に係る研修
市生徒指導研修会伝達に係る研修
 - 12月、1月：人権教育に係る研修、情報リテラシー研修

令和8年度 さいたま市立美園小学校いじめ防止基本方針 具体的な取組

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
未然防止に係る取組	心と生活のアンケート	○				○					○			
	なかよしアンケート	○				○					○			
	アンケートに伴う面談	○				○					○			
	面談結果の共通理解	○		○		○					○			
	教育相談日	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	道徳教育の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	いじめ撲滅強化月間			○										
	いじめアンケート			○										
	人間関係プログラムの実施	○			○	○	○				○	○		○
	「いのちの支え合い」を学ぶ授業の実施			○			○				○			
	職員会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	研修			○		○								
	啓発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	SSDB	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
縦割り活動			○	○		○				○		○		
あいさつ運動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
P D C A サイク ルに係る取組み	生徒指導委員会	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
	家庭や地域・関係機関と連携した組織			○						○		○		

XI 子どもの意見の反映（令和7年度例）

1 児童の「ストップいじめ！」に向けた取組

- (1) あいさつ運動：毎日代表委員の児童が朝のあいさつを行う。
- (2) きらりの木：毎週、各クラスでがんばっていた児童を見つけ合う活動。
- (3) ポスター作成：いじめ防止につながる内容のポスターを作成する。
- (4) ビデオ放送：いじめ防止につながる内容の動画を作成、放送
- (5) 中学校区での取組：美園南中学校、大門小学校、美園小学校の3校でのブロック会議の実施、小中合同あいさつ運動の実施